

工事概要は1/4頁目の計画書に記入したものが3/4頁目に反映されます。

再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工費用ー

計画書(建り法11条通知対応)は1/4,2/4頁目に記入、実施書(建り法18条報告、)は3/4,4/4頁目に記入

「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」対応版

1. 工事概要

発注機関の選択間違いに注意

発注担当者チェック欄

発注機関コード 834700

法人番号 0123456789012

請負会社名 (株)〇△建設

建設許可の場合 〇 国土交通大臣 特定 012345 号 86000その他の加盟団体又は団体に属さない

解体工事業者登録の場合 〇

会社所在地 埼玉県さいたま市中央区〇〇〇〇

TEL 0xx-xxx-xxx

TEL 0yy-yyy-yyy

Email abc@〇〇.〇〇

記入年月日 R 1 年 11 月 22 日

工事責任者 副産物太郎

元請業者が法人の場合、「法人番号公表サイト」で検索し法人番号を記入

http://www.houjin-bangouanta.go.jp/

万単位

建築・解体工事の場合は記入。ただし、解体工事については建築面積を記入しなくても可。

建築面積	0	階数	地上 0 階
釜床面積	0	地下	0 階
構造	建築・解体工事のみ		
使途	0		

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

工事名 〇〇〇道路舗装修繕工事

工事施工場所 埼玉県 さいたま市 中央区

住所コード 11105

工程を選択 改良(道路)

工事種別コード B-1

請負金額 10000 万円(税込み)

工期 令和1年7月15日から 令和1年11月18日まで

着工年月日<竣工年月日

再資源化等が完了した年月日 令和1年11月8日

右欄に記入して下さい

2. 建設資材利用実施

単位と選択間違いに注意

分類	建設資材(新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)				再生資源利用率 B/A×100
	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	
特定建設資材	コンクリート	普通21-8-20		12,000 トン					
	再コ(H)			5,000 トン	再コ(H)	5,000 トン	〇〇〇〇(株)××工場	埼玉県さいたま市浦和区〇〇1-1-1	100%
	合計			17,000 トン		5,000 トン			29%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材								
その他の建設資材	木材			0.000 トン					0%
	アスファルト	1.粗粒		20,000 トン	1.再粗粒	20,000 トン	〇〇道路(株)××工場	埼玉県さいたま市浦和区〇〇2-2-2	100%
	2.密粒		10,000 トン	2.再密粒	10,000 トン	〇〇道路(株)××工場	埼玉県さいたま市浦和区〇〇2-2-2	100%	
	合計			30,000 トン		30,000 トン			100%
その他の建設資材	土砂	1.一種		16,000 締めm ³	1.一種	16,000 締めm ³	〇〇〇〇道路舗装修繕工事	埼玉県さいたま市中央区〇〇3-3-3	100%
	砕石	1.クラ		20,000 m ²	1.再クラ	20,000 m ²	〇〇〇〇道路舗装修繕工事	埼玉県さいたま市中央区〇〇3-3-3	100%
	2.粗調		695,000 m ²	2.再粗調	695,000 m ²	〇〇道路(株)〇〇〇工場	埼玉県川口郡〇〇4-4-4	100%	
	合計			715,000 m ²		715,000 m ²			100%

現場内利用があった場合は、次頁の2.建設副産物搬出実施にも必ず記入

品目毎の供給元施設、工事等が3箇所以上ある場合は、シート2枚目以降を利用してください。

- コード5a
- コンクリートについて
- 1.生コン(バージン骨材)
 - 2.再生生コン(Co再生骨材M)
 - 3.再生生コン(Co再生骨材)
 - 4.再生生コン(その他再生骨材)
 - 5.再生生コン(その他再生骨材)
 - 7.兼用コンクリート二次製品(リユース品)
 - 8.再生兼用コンクリート二次製品(リユース品)
 - 9.再生兼用コンクリート二次製品(その他再生骨材)
 - 10.その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
- 1.有筋コンクリート二次製品(バージン骨材)
 - 2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
 - 3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
 - 4.その他
- 木材について
- 1.木材(ホド類を除く)
 - 2.木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.粗粒度アスコン
 - 2.密粒度アスコン
 - 3.開粒度アスコン
 - 4.改質アスコン
 - 7.加齢アスファルト安定処理路盤材
 - 3.細粒度アスコン
 - 6.アスファルトモルタル
 - 8.その他
- 土砂について
- 1.第一種建設発生土
 - 2.第二種建設発生土
 - 3.第三種建設発生土
 - 4.第四種建設発生土
 - 5.炭土以外の泥土
 - 6.炭土
 - 7.土質改良土
 - 8.建設汚泥処理土
 - 9.再生コンクリート砂
 - 10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
- 砕石について
- 1.クラッシュラン
 - 2.粒度調整砕石
 - 3.篩さい
 - 4.単粒度砕石
 - 5.ケリ石、割ケリ石、自然石
 - 6.その他
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.継質塩化ビニル管
 - 2.その他
- 石膏ボードについて
- 1.石膏ボード
 - 2.シーリング石膏ボード
 - 3.塗布石膏ボード
 - 4.石膏石膏ボード
 - 5.石膏スチボード
 - 6.その他
- その他の建設資材について(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)
- コード5b
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.表層
 - 2.基層
 - 3.上層路盤
 - 4.歩道
 - 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
 - 1.道路路体
 - 2.路床
 - 3.河川築堤
 - 4.構造物等の裏込材、埋戻し用
 - 5.その他高成用
 - 6.水面埋立用
 - 7.堤防整備(陸地整備)
 - 8.その他
- 土砂について
- 1.再生土
 - 2.再生土
 - 3.再生土
 - 4.再生土
 - 5.再生土
 - 6.再生土
 - 7.再生土
 - 8.再生土
 - 9.再生土
 - 10.再生土
- 砕石について
- 1.再生土
 - 2.再生土
 - 3.再生土
 - 4.再生土
 - 5.再生土
 - 6.再生土
 - 7.再生土
 - 8.再生土
 - 9.再生土
 - 10.再生土
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.水道(配水)用
 - 2.下水道用
 - 3.ケブル用
 - 4.農業用
 - 5.設備用
 - 6.その他
- 石膏ボードについて
- 1.壁
 - 2.天井
 - 3.その他
- その他の建設資材について(利用量の多い上位2品目を再生資材名称を具体的に記入して下さい)
- コード5c
- 再生資材の供給元について
- 1.現場内利用
 - 2.他の工事現場(内陸)
 - 3.他の工事現場(海面)
 - 4.再資源化施設
 - 5.土砂ストックヤード
 - 6.その他
- コード5d
- 施工条件について
- 1.再生材の利用の指示あり
 - 2.再生材の利用の指示なし
- ※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください。
- ※最後に必ず印刷して確認してください。

様式2 再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—

解体と新築工事を一体的に施工する場合は、搬出工事用は解体分と新築分に分けてエクセルファイルを作成

建築物において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

単位間違いに注意

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ (%)
		②利用量 用途コード*10 小数点第三位まで	③減量化 減量法コード*11 小数点第三位まで	④現場外搬出量 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	施工条件 内容 コード*12	搬出先場所住所	住所コード *4	運搬距離 千 百 十 ー *13	搬出先の種類 コード*13	⑤再生資源利用促進率 ②+③+⑤ (%)			
コンクリート塊	112,000 トン	40,000 トン			搬出先1 ○○リサイクル(株)○○工場	民間		埼玉県上尾市1-1-1	11219	10 km	5.中合外	72,000 トン		72,000 トン	100 %
建設発生木材A (柱、ボードなど木質原料が 建築部材となるもの)	10,000 トン				搬出先1 ○○(株)チップ化工場	民間		埼玉県川越市2-2-2	11201	15 km	5.中合外	8,000 トン		8,000 トン	80 %
アスファルト・コンクリート塊	302,000 トン				搬出先2 (株)○○ 中間処理施設	民間		埼玉県さいたま市中央区1-1-1	11105	5 km	7.焼却	302,000 トン		302,000 トン	100 %
その他がれき類	1,000 トン				搬出先1 ○○道路(株)××工場	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	15 km	4.中合材	1,000 トン		1,000 トン	0 %
建設発生木材B (柱、ボードなど木質原料が 建築部材とならないもの)	2,000 トン				搬出先2 口口処分場	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	15 km	9.内陸処分	2,000 トン		2,000 トン	100 %
建設汚泥	300,000 トン				搬出先1 ○○(株)チップ化工場	民間		埼玉県川越市2-2-2	11201	15 km	5.中合外	300,000 トン		300,000 トン	100 %
金属くず	27,000 トン				搬出先2 △△(株)	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	13 km	1.売却	27,000 トン		27,000 トン	100 %
廃塩化ビニル管・継手	1,200 トン				搬出先1 ○○金属株	民間		埼玉県さいたま市浦和区3-3-3	11107	13 km	1.売却	1,200 トン		1,200 トン	100 %
廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	1,800 トン				搬出先2 ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市1-1-1	11219	15 km	5.中合外	1,800 トン		1,800 トン	100 %
廃石膏ボード	0.000 トン				搬出先1 ○○リサイクルセンター	民間		埼玉県上尾市4-4-4	11219	15 km	5.中合外	0.000 トン		0.000 トン	0 %
紙くず	0.000 トン				搬出先2									0.000 トン	0 %
7スベスト (飛散性)	0.000 トン				搬出先1									0.000 トン	0 %
その他の分別された廃棄物	0.000 トン				搬出先2									0.000 トン	0 %
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000 トン				搬出先1									0.000 トン	0 %
搬出先2					搬出先2									0.000 トン	0 %
第一種 建設発生土	2,020,000 地山m ³	20,000 地山m ³			搬出先1 ■■■■工事	公共	A指定処分	東京都港区○○1-1-1	13103	33 km	2.他工廃	1,300,000 地山m ³	地山m ³	1,300,000 地山m ³	100 %
第二種 建設発生土	0.000 地山m ³				搬出先2 ☆☆☆☆工事	民間	A指定処分	東京都足立区○○2-2-2	13121	28 km	2.他工廃	700,000 地山m ³	地山m ³	700,000 地山m ³	0 %
第三種 建設発生土	1,025,000 地山m ³				搬出先1 ★★★★★工事	公共	A指定処分	東京都港区××2-2-2	13103	32 km	2.他工廃	603,000 地山m ³	地山m ³	603,000 地山m ³	59 %
第四種 建設発生土	0.000 地山m ³				搬出先2 ○○○○受入場	民間	A指定処分	埼玉県浦和市○○3-3-3	11231	20 km	10.土捨て	422,000 地山m ³	地山m ³	422,000 地山m ³	0 %
凍土以外の泥土	0.000 地山m ³				搬出先1									0.000 地山m ³	0 %
浚渫土 (建設汚泥を除く)	0.000 地山m ³				搬出先2									0.000 地山m ³	0 %
合計	3,045,000 地山m ³	20,000 地山m ³	0.000 地山m ³									3,025,000 地山m ³	0.000 地山m ³	3,025,000 地山m ³	86 %

距離は整数入力

コード*10 1.路盤材 2.裏込材 3.埋戻し材 4.その他	コード*11 1.焼却 2.脱水 3.天日乾燥 4.その他	コード*12 施工条件について 1.A指定処分 (発注時に指定されたもの) 2.B指定処分(もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、 発注後に設計変更し指定処分とされたもの) 3.自由処分	コード*13 【建設廃棄物の場合】 1.売却 2.他の工事現場 3.広域認定制度による処理 4.中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6.中間処理施設(サーマルリサイクル) 7.中間処理施設(単独焼却)	【建設発生土の場合】 8.廃棄物最終処分場(海面処分場) 9.廃棄物最終処分場(内陸処分場) 6.工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がない場合) 7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業 8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10.土捨て・残土処分場
---	---	--	---	--

注記)
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください。
※最後に必ず印刷して確認してください。